

津山市加茂町文化センター  
指定管理者募集要項

平成27年7月

津 山 市

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

津山市では、公の施設である「津山市加茂町文化センター」（以下、センターという）の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、平成20年度から指定管理者制度を導入しています。この度、指定期間の更新時期にあたっているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、津山市加茂町文化センター条例（平成19年津山市条例第39号）及び津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号）第2条の規定に基づき、津山市加茂町文化センターの指定管理者を募集します。

## 1 対象施設の概要

### (1) 施設の名称

津山市加茂町文化センター（以下「センター」という。）

### (2) 所在地

津山市加茂町塔中1 1 3番地6

### (3) 施設の設置目的、役割等

地域住民の文化と福祉の向上に寄与するため、生涯学習の拠点として設置

### (4) 開館日

平成9年3月 開館

### (5) 敷地面積

3,138.00 m<sup>2</sup>

### (6) 建築面積

1,835.00 m<sup>2</sup>（うち加茂町図書館面積285.90 m<sup>2</sup>）

### (7) 延床面積

2,618.00 m<sup>2</sup>（うち加茂町図書館面積285.90 m<sup>2</sup>）

### (8) 施設概要

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

ホール（501席 固定席）、母子室6席、会議室1、会議室2、視聴覚室、和室1、和室2

加茂町図書館との共用部分 廊下、便所

※「エスペリア」として同一建物内にある「加茂町図書館」の管理は除きます。（別添資料参照）

## 2 センターの管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、センターが地域住民の文化芸術活動などの創造的活動とその発表、及び優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供することを通じて、生涯学習活動及び芸術文化活動の振興に資すること、及び当該施設の使用を通じて地域住民の社会参加を促し、地域住民の福祉の増進が図られることを主な目的として設置された施設であることを理解し、以下の各号に掲げる点に留意して管理運営を行なってください。

- (1) センターが常に市民をはじめとした使用者が使用しやすい施設であるよう、施設や設備の状況、使用者への対応などに常に注意を払い、サービスの向上に努めること。

- (2) 事故や犯罪の防止、情報の保護など、あらゆる面で使用者の安全性が確保できるよう務めること。
- (3) 指定管理者は、頭書の目的達成のため、市民の創造的活動やその発表を援助する事業、優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供するための事業などを企画・立案し、実施すること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営に努め、頭書の目的が達成されるよう取り計らうとともに、経費の削減にも努めること。

### **3 指定管理者が行う管理業務の基準**

別紙「仕様書」のとおり

### **4 指定管理者が行う業務等**

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前項各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が行うことができる権限に関する事務を除く業務
- (7) その他別紙「仕様書」に定めるとおり

#### **※1 包括的再委託の禁止**

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者に委託することができます。

### **5 指定の期間**

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

### **6 指定管理者の経費負担**

センターは、加茂町図書館と合棟になっているため、次の経費については、建物全体の経費として、指定管理者が負担してください。

光熱水費、燃料費、消防施設点検、冷暖房保守点検

### **7 管理に要する経費**

センターの管理に要する経費は、利用料金及び自主事業の収入、並びに市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

このうち、指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募団体から提案を求めます。

なお、市からの指定管理料の支払方法については、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定書で定めます。

基準価格 73,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（平成28年度：14,600千円）

（平成29年度：14,600千円）

（平成30年度：14,600千円）

（平成31年度：14,600千円）

（平成32年度：14,600千円）

※1 基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

※2 管理に要する費用が管理料等の総収入を上回った場合も、市が特別な事情があると認めない限り、補填は行いませんのでご留意願います。

## 8 保険への加入

施設等に対する保険については、市が「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償補償保険」（全国市長会）に加入しています。

その他施設管理運営上必要な保険については、指定管理者が加入してください。

## 9 参加資格

次に該当する法人その他の団体に応募資格があります。ただし、市内に事務所、事業所等を有していない者は、応募者となることはできません。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しないものでないこと。
- (5) 団体又はその代表者が、所得税又は法人税、消費税及び市税等を滞納していないこと。
- (6) 次に掲げる団体でないこと。
  - ・暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - ・代表者又は役員が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
  - ・暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体
  - ・暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
  - ・代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、市とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

③ 10 提出書類(4)～(8)については、参加者それぞれについて提出すること。

④ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請することはできません。

また、代表団体は 9 参加資格(1)～(6)のすべてを満たすことが必要です。

ただし、その他の構成員については市内に事業所を有する必要がありません。

## 10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求められることがあります。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (1) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・様式第 1 号                             | 正本 1 部、副本 1 2 部 |
| (2) 事業計画書・・・・・・・・・・様式第 2 号                                | 正本 1 部、副本 1 2 部 |
| (3) 収支予算書・・・・・・・・・・様式第 3 号                                | 正本 1 部、副本 1 2 部 |
| (4) 欠格事項に該当しない申立書・・様式第 4 号                                | 正本 1 部、副本不要     |
| (5) 申請者の概要、沿革   | 正本 1 部、副本 1 2 部 |
| (6) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類                                 | 正本 1 部、副本 1 2 部 |
| (7) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本                                    | 正本 1 部、副本不要     |
| (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類 | 正本 1 部、副本 1 2 部 |
| (9) 団体(法人)の納税証明書又は完納証明書(9 参加資格(5)に該当するもの。国税、県税、市税等。)      |                 |

正本 1 部、副本不要

※なお、市税納税証明書又は完納証明書を市税制課にて発行申請される場合は、申請前 2 週間以内に納税したものは、窓口で領収書又は引落記帳済み通帳を持参し、発行を受けてください。

(10) その他

① グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)

正本 1 部、副本不要

② その他市長が必要と認める書類

正本 1 部、副本不要

※すべて書類を A 4 版で統一すること。副本は複写可とします。

## 11 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 受付期間 | 平成 2 7 年 7 月 1 7 日(金)～7 月 2 4 日(金)の執務時間内                                      |
| (2) 受付方法 | 様式第 6 号により文書にて、持参されるか F A X 又は電子メールで下記 14 (1) へ提出してください。<br>電話等口頭では一切受け付けません。 |
| (3) 回 答  | 受付期間終了後、7 月 3 0 日(木)までに回答します。   |

## 12 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。現地説明会への参加を応募の必須要件とします。現地説明会への参加について、参加申込書（様式第5号）をあらかじめ提出してください。

- (1) 開催日時 平成27年7月16日（木） 午前10時～
- (2) 開催場所 津山市加茂町文化センター
- (3) 参加申込期限 平成27年7月13日（月） 必着

## 13 参加表明書の提出

公募に参加する意思がある団体等は、参加表明書（様式第5号の1）を持参されるかFAX又は電子メールで提出してください。

- (1) 参加表明書の提出先 下記14(1)のとおり
- (2) 参加表明書の提出期間 平成27年7月31日（金）～8月6日（木）までの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 参加表明書を提出した団体等が応募を辞退する場合には、辞退届を提出してください。

## 14 申請書類の提出

- (1) 提出先 津山市教育委員会生涯学習部文化課  
〒708-8501 津山市山北520  
電話 0868-32-2121（直通番号）
- (2) 提出期間 平成27年7月6日（月）～8月19日（水）までの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクスでの提出は認めません。

- (3) 提出書類の扱い
  - ① 提出書類はお返しできません。
  - ② 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は市役所内及び審査委員会での検討に限ります。）
  - ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

## 15 選定方法

- (1) 指定管理者審査委員会において、各委員が次の審査要領に沿って、それぞれ審査した評価点の合計が最も高い申請者を審査委員会の選定意見とし、最終的に市において選定します。

ただし、一定水準以上の評価点（60%以上）を獲得できる申請者がいない場合は、指定管理者の指定を行わないこととします。

## (2) 審査基準と配点

## 津山市指定管理者選定評価表（加茂町文化センター）

審査項目		審査内容	配点
運営経費に関する事項		{ 1 - (提案価格 / 提示価格) } × 200 + 4 ※上記計算の結果の小数点以下は四捨五入とする。また、20点を上限とする。	20
申請団体に関する事項		経済的（経営・収支）に安定しているか 同種の施設管理業務の実績はあるか	10
管理運営方針に関すること	基本的な管理運営に関すること	当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容を理解しているか	25
		施設や設備の維持管理計画は適切であるか	
	安全対策等に関すること	日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か	
		緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めは適切か	
個人情報等に関すること	個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか		
	情報公開に関する制度を理解しているか		
事業実施に関する事項	事業推進及びサービス充実に関すること	事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか	45
		施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか	
		利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか	
	サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか		
収支計画等に関すること	収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか		
	効率的な運営が工夫されているか		
サービス提供体制に関すること	運営体制に関すること	適切な人員や有資格者を配置しているか	20
		職員の育成や研修体制が講じられているか	
	利用者への対応に関すること	平等な利用の確保のための方策は十分か トラブル、苦情処理に適切に対応できるか	
その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項		地域や関係団体との連携（交流、協力等）に対し、積極的で具体的な方策があるか 文化芸術に関する情報の収集・提供や創造・発信への対応が適切か 本施設を利用して文化芸術活動を行う者に対する支援・協力への対応・方策が適切か その他（NPO法人や地域団体として適切な管理運営が期待できるか、NPO法人や地域団体のみ加点）	30

※プレゼンテーション結果により調整すること。

満点 150

※5点評価の場合、5点(優)、4点(やや優)、3点(普通) 2点(やや劣)、1点(劣)

※指定候補者の選定には、一定水準(60%)以上の評価点の取得を要件とする。

(3) 次に該当する場合は、再公募を行います。

- ① 現地説明会へ2事業者以上の参加がない場合、又は参加表明書の提出が2事業者以上からない場合
- ② 指定管理候補者の選定にあたり、一定水準（60%）以上の評価点を得た事業者がない場合
  - ・再公募については応募要件や施設の管理運営に係る条件の見直しを行ったうえで行う。なお、「条件の見直し」とは、価格要件、業務内容等の変更を行うものではなく、「参加資格」、「募集期間」等の見直しを行うものである。
  - ・再公募を行った結果、1事業者以上の応募があった場合は、指定管理者の選定を行う。
  - ・再公募を行った結果、応募者がいない場合、又は選定にあたり一定水準（60%）以上の評価点を得た事業者がない場合は、改めて公募を行うことができる。ただし、管理運営経費その他の条件を変更してはならない。

## 16 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

## 17 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

## 18 審査委員会

平成27年10月上旬（予定）に実施します。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

時間、場所については後日連絡します。

※ プレゼンテーションには、法人等を代表して説明や意見を述べられる方、質問に答えられる方が参加すること。人数は3名以内とします。

なお、申請書等提出書類以外のプレゼンテーションで使用する配布資料及び機器等は、申請者が用意すること。

## 19 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で得点状況を公表します。



## 20 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者として選定された後、市と指定管理者との間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者は平成27年12月津山市議会の議決を経て指定されます。

## 21 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が**9 参加資格**に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が**9 参加資格**に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

## 22 今後のスケジュール

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 受付期間      | 平成27年7月6日(月)～8月19日(水)  |
| (2) 現地説明会申込期限 | 平成27年7月13日(月)          |
| (3) 現地説明会     | 平成27年7月16日(木) 午前10時～   |
| (4) 質問の受付     | 平成27年7月17日(金)～7月24日(金) |
| (5) 質問の回答期限   | 平成27年7月30日(木)          |
| (6) 参加表明書の提出  | 平成27年7月31日(金)～8月6日(木)  |
| (7) 審査委員会     | 平成27年10月上旬(予定)         |
| (8) ヒアリング     | 審査委員会に併せて実施            |
| (9) 選定結果の通知   | 平成27年10月上旬(予定)         |
| (10) 協定の締結    | 平成27年10月中旬(予定)         |

## 23 添付資料・様式

- (1) 津山市加茂町文化センター指定管理者仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (3) 事業計画書(様式第2号)
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 欠格事項に該当しない申立書(様式第4号)
- (6) 現地説明会参加申込書(様式第5号)
- (7) 公募に関する参加表明書(様式第5号の1)
- (8) 質問書(様式第6号)
- (9) 津山市加茂町文化センター条例、津山市加茂町文化センター条例施行規則
- (10) 津山市加入保険概要説明資料

問合せ先 津山市生涯学習部文化課(担当; 西中, 山本) TEL0868-32-2121 FAX0868-32-2147 bunka@city.tsuyama.okayama.jp
---